

# 大規模火災に伴う 岩手労働局のご案内

令和7年岩手県大船渡市における大規模火災に係る労働基準法、労働契約法及び雇用保険法等の主な相談内容を取りまとめました。

## 主な相談内容

- 1 労働者を休業させるときの手当の支払
- 2 解雇をするときの留意点
- 3 災害時の時間外労働
- 4 未払賃金立替払制度
- 5 雇用調整助成金の取扱
- 6 雇用保険の認定日の取扱

※主な相談内容の回答は裏面をご覧ください。

## その他の相談内容

- ・ 取引先が被災した結果、休業せざるを得ない場合の留意点
- ・ 雇止めをせざるを得ない場合の留意点
- ・ 派遣労働者の取扱
- ・ がれき処理作業を行う際の注意事項
- ・ 災害に伴う不当解雇

※その他の相談内容は以下の相談窓口にご相談ください。

## 岩手労働局の主な相談窓口（連絡先）

大船渡労働基準監督署	0192-26-5231
ハローワーク大船渡	0192-27-4165
総合労働相談コーナー	0120-980-783
雇用環境・均等室	019-604-3002



## 労働者を休業させる時の手当の支払い

- Q1 災害により、事業場の施設・設備が直接的な被害を受け労働者を休業させる場合、休業手当を支払わなければならないのでしょうか。
- A1 そのような場合、まずは、労使がよく話し合っ、休業中の手当の水準、休業日や休業時間の設定等について、労働者の不利益を回避する努力をお願いします。

災害により、事業場の施設・設備が直接的な被害を受け、その結果、労働者を休業させる場合は、使用者の責に帰すべき事由による休業には該当しないという取り扱いがありますので、詳細は、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

## 解雇をする時の留意点

- Q2 災害により、事業場の施設・設備が直接的な被害を受けたために、事業の全部又は大部分の継続が困難になったことにより労働者を解雇しようとする場合、解雇予告が必要でしょうか。
- A2 災害を理由とすれば無条件に解雇や雇止めが認められるものではありません。また、災害の影響により、厳しい経営環境に置かれている状況下においても、出来る限り雇用の安定に配慮していただくことが望まれます。
- 使用者は労働者を解雇する場合には、少なくとも30日前に予告するか30日以上平均賃金（解雇予告手当）を支払わなければならないとされています。ただし、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合等で所轄労働基準監督署長の認定を受けたときは、解雇予告や解雇予告手当の支払は不要とされる制度があります。詳細は、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

## 災害時の時間外労働

- Q3 災害により、被害を受けた電気、ガス、水道等のライフラインの早期復旧のため、協力要請に基づき作業を行う場合に、36協定以上の時間働くことはできるでしょうか。
- A3 災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合においては、管轄する労働基準監督署の許可を受けて（事態が急迫している場合は事後の届出）、36協定以上働くことが可能です。
- ただし、この取り扱いは、あくまで必要な限度の範囲内に限り認められるもので、過重労働による健康障害を防止するため、実際の時間外労働時間を月45時間以内にするなどしていただくことが重要です。また、やむを得ず月に80時間を超える時間外・休日労働を行わせたことにより疲労の蓄積の認められる労働者に対しては、医師による面接指導等を実施し、適切な事後措置を講じる必要があります。

## 未払賃金立替払制度

- Q4 未払賃金の立替払制度について、教えてください。
- A4 未払賃金の立替払制度とは、企業が倒産したため、賃金が支払われないままに退職した労働者に対して、その未払賃金のうち一定範囲（8割相当額）を国が事業主に代わって立替払をする制度です。支払等の業務は独立行政法人労働者健康安全機構が行います。詳細は、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

## 雇用調整助成金

- Q5 災害により、事業を休止しました。雇用調整助成金は対象となりますか。
- A5 災害の直接的な被害による事業活動の縮小については助成の対象となりませんが、災害の影響に伴う「経済上の理由」により、休業等の雇用調整を行った際に、休業手当等の一部を助成できる場合があります。詳細は、最寄りのハローワーク又は岩手労働局職業対策課助成金センター（電話019-606-3285）までお問い合わせください。

## 雇用保険の認定日の取扱

- Q6 災害により、避難しており雇用保険の失業認定日にハローワークに行けません。
- A6 当該災害により所定の認定日にハローワークに来所できない場合は、認定日変更の取扱いが可能となります。なお、認定日が過ぎた後に申し出があった場合も対象となります。詳しくは、ハローワーク大船渡へお問い合わせください。